

議会運営委員会会議録（令和元年11月25日）

出席委員 岩城委員長 古沢副委員長 尾崎委員 浦田委員 開田委員 中川委員
原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石坂総務部長 澤口総務課長 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 妻木局長 永田局長補佐

午前10時00分開会

【岩城委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。尾崎委員、中川委員にお願いいたします。

では、日程第2 令和元年12月定例会提出案件について、当局の説明を求めます。

【石坂総務部長】 おはようございます。

それでは、12月定例会に提出する議案の概要について説明をいたします。

まず、補正予算関係が4件で、一般会計のほか3つの特別会計でございます。

それから、新規条例につきましては2件、一部改正条例につきましては、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなど7件でございます。

その他の案件につきましては、指定管理者の指定で14件ございます。

また、報告案件につきましては、自治法第180条による専決処分の1件でございます。

それでは、内容につきまして担当から説明を申し上げます。

【奥村財政課主幹】 おはようございます。

令和元年度の12月補正予算案の概要についてお知らせいたします。

資料1ページ、2ページ、両面になっておるかと思えます。そちらの表でご説明を申し上げます。

まず、議案第78号 令和元年度の一般会計、12月補正となります。今回第3号の補正となります。

今回の補正額3億395万円となっております、一般財源で3億4,077万9,000円を所要としております。

今回の一般財源につきましては、繰越金を全額充てるものでございます。

補正後の一般会計総額につきましては、132億4,154万2,000円となります。

中身について詳細を申し上げます。

まず1款議会費でございます。議員報酬、減額の711万5,000円となります。

こちらは、議員さん方の期末手当0.05月の増もありますが、議員さん1名減、欠員ということで、そちらの分と、あと議員共済費の負担金の減額分を見込みまして、減額の711万5,000円となります。

続きまして、2款総務費でございます。

財政調整基金積立金、補正額が3億4,397万円でございます。令和元年度末の財政調整基金の残高につきましては、現在のところ19億9,581万円となるものでございます。

続きまして、コンピューター管理運営費366万円の補正でございます。

こちらは、個人住民税、児童手当、母子保健等の各システムにつきまして、マイナンバー制度へ対応する標準レイアウトをつくるということで、その使用額でございます。

それから、税総務事務費でございます。1,200万円の補正でございます。

当初予算で2,000万円の過誤納還付金を予算計上しておりますが、特に法人市民税のほうで過納の還付金が発生する見込みでございまして、当該使用額を補正するものでございます。

2款合計といたしまして、補正額が3億5,963万円となります。

続きまして、3款民生費でございます。自立支援給付費、補正額が5,000万円でございます。こちらのほうは障害者の自立支援給付に係るものでございまして、生活介護、施設入所支援、障害児の通所給付などについて当初予算を上回る実績見込みとなりましたので、5,000万円を補正するものでございます。国、県が4分の3を負担しまして、市が4分の1を負担するものでございます。

それから、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。減額の874万3,000円となります。こちらは、後期高齢者の特別会計側で、過年度分の療養給付費を負担して払うこととなりますが、こちらの支払いに当たりまして、後期高齢者側で確定した繰越金を財源にこの負担金を払いますので、一般会計の繰入金を減額するものでございます。

それから、国民年金事務費でございます。17万6,000円の補正額でございます。国民年金の帳票の様式変更がございまして、当該様式変更に伴うシステム改修を行います。全額国庫委託金でございます。

その次です。保育所等施設整備補助金、減額の1億7,185万9,000円になります。こちらは、希望幼稚園さんにおきまして園舎の建設を取りやめになられたということで、当該補助金額を全額減額するものでございます。

3款の最後ですが、高校生等医療給付費、補正額が74万8,000円でございます。次年度から義務教育修了後の高校生等について医療費関係の助成を拡大するというので、それらに向けたシステム改修、それから対象者への通知を行うものでございます。

3款合計、民生費合計で1億2,967万8,000円の減額となります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

農地中間管理機構集積支援事業費ということで61万6,000円です。こちらは、農地台帳の所在、それから地目、地番、面積などについて公表の義務が課されるということで、そちらに向けたシステム改修を行います。全額県補助金でございます。

それから、土地改良対策事業費2,157万5,000円の補正でございます。主に土地改良事業におきまして早月加積、西加積の追加内示があったということで、こちらの市負担分の補正を行うものでございます。2,157万5,000円を補正し、農林水産業費6款合計で補正額が2,219万1,000円となります。

続きまして、7款観光費でございます。

まず観光遊覧船運航費でございますが、190万円の補正です。観光遊覧船キラリンの舵装置、それからエンジンの冷却装置の修繕を行うものでございます。

それから、ほたるいか観光施設設備充実費280万円でございます。ほたるいかミュージアム及びタラソピアの特に消防用設備の誘導灯、非常照明、非常用スピーカーなどについて、施設点検により改善の指摘がございましたので、当該分を修繕するものでございます。

それから、浜の活用推進事業費2,000万円でございます。こちらは滑川蒲鉾の跡地を取得するものでございます。

7款合計で2,470万円の補正となります。

続きまして、8款土木費でございます。

まず中滑川駅前再開発事業費ということで400万円です。施設内容の充実のために規模を見直すということで、基本設計費の追加増額を行うものでございます。400万円でございます。

それから、まちなか居住推進事業費700万円でございます。こちらにつきましては、当初予算で600万円、12件分の町なかにおける住宅取得の補助金の助成を持っておりますが、町

なかにおける住宅取得が非常に好調となっておりまして、14件分、700万円を補正するものでございます。

それから、定住促進住宅維持管理費、補正額が4,000万円です。中身につきましては、吾妻住宅の1号棟の解体に向けた周辺調査並びに吾妻1号棟の解体工事費でございます。そのうち解体工事費部分につきましては、その他財源3,650万円は公共施設等整備基金を繰り入れし対応するものです。また後ほど出てまいります、この解体費につきましては明許繰越を行うこととしております。

8款合計で5,100万円の補正額となっております。

続きまして、10款教育費でございます。

教育委員会事務局事務費298万7,000円の補正でございます。平成28年に市内の教諭の方がお亡くなりになった件につきまして、本年10月に訴えの提起があったということで、弁護士費用、特に着手金についての補正を行うものでございます。

それから、小学校営繕費でございます。330万円でございます。東加積小学校の体育館の屋根につきまして、塗装の剥がれが目立ってきたものですから、予防保全を行うという考え方にに基づき屋根の塗装を行うこととしております。補正額は330万円となります。

それから、子ども図書館管理運営費でございます。10万円です。こちらは、国際ソロプチミスト富山さんから、子ども図書館に大型絵本を購入してくださいということで寄附をいただきましたので、当該寄附額を補正するものでございます。

それから、博物館管理費です。2,500万円の補正額でございます。こちらのほうは、営繕課など、それから私どものほうの予防保全の考え方の観点から、空調機器の施設にふぐあいが生じておりますので、当該空調機器を更新するものでございます。

10款合計で3,138万7,000円の補正でございます。

続きまして、2ページ目、裏面をごらんください。

14款災害復旧費でございますが、農地農業用施設災害復旧費ということで318万4,000円の補正でございます。こちらは、8月20日から23日の雨で大林地内で畦畔が30メートル崩れたということで、そちらの農地災害復旧でございます。

その他につきまして、人件費関係で、一般会計の人件費、総額で5,567万9,000円の減額でございます。こちらは人事院勧告、それから人事異動等に伴う精査でございます。

それから、介護保険事業特別会計繰出金のほうで433万円の増でございます。こちらは人はわかりませんが、人事異動に伴う給与費等の増額でございます。トータルといたしまし

て、一般会計 3 億 395 万円の補正となっております。

その他、繰越明許費、先ほども申し上げましたが、8 款土木費 5 項住宅費のほうで、定住促進住宅の維持管理費ということで 3,650 万円を解体費部分について繰越明許いたします。

その他、債務負担行為が 10 件ございます。こちらのほうは、平成 27 年から 31 年の 5 カ年の指定管理が今年度末で終了する 10 の債務負担について、新たに令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年分の管理費について限度額を定めるものでございます。滑川市民会館、市営駐車場、自転車駐輪場管理運営経費ほか 9 件ございます。

その他、その次にまいります。特別会計の補正でございます。

議案第 79 号 国民健康保険事業特別会計の補正（第 1 号）となります。今回の補正額は 5,945 万 4,000 円となっております。国民健康保険の総額としては 31 億 1,712 万 3,000 円となります。

内容といたしましては、一番最初のシステム改修費につきましては、国民健康保険システムにつきましては、個人単位の枝番をつけるということになったそうで、枝番をつけて保険証そのものへも枝番をつけるということで、そちらのシステム改修でございます。

それから、平成 30 年度分の決算額が定まったことから、過交付となっている普通交付金を 1,277 万 3,000 円返還し、残りを財政調整基金に 4,478 万円積み立てを行うものでございます。令和元年度末で、国民健康保険側の財政調整基金の残高は 1 億 5,448 万 9,000 円となる見込みでございます。

それから、議案第 80 号 後期高齢者医療事業特別会計でございます。今回補正が第 1 号となります。補正額が 1,034 万 3,000 円となっております。補正後の特別会計としては 8 億 3,452 万 2,000 円となります。

こちらも平成 30 年度分の決算額が定まったことから、過年度分の保険料負担金を連合会のほうに納付し歳入の整理を行うものでございます。納付金につきましては 1,034 万 3,000 円となっております。

それから議案第 81 号でございます。介護保険事業特別会計補正予算、今回は第 3 号となります。

今回の補正額は 433 万円でございます。補正後につきましては 31 億 7,835 万 7,000 円となります。これは先ほど申し上げましたとおり、人件費の補正分でございます。

私からは以上でございます。

【澤口総務課長】 それでは、引き続きまして、私からは予算関係以外について、議案一覧表でご説明をさせていただきます。

はじめに、新規条例でございます。

議案第82号 滑川市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてでございます。こちらにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されますことから、非常勤職員の一部が会計年度任用職員制度に移行されることになりまして、当市におきましても、フルタイム会計年度任用職員の給与等について定めた条例を制定するものでございます。

主な制定内容につきましては、フルタイム、ということは週38時間45分で勤務する会計年度任用職員に係る給与、各種手当、支給方法等を規定することとしております。施行期日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第83号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。こちらも議案第82号と同じく、地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について定めた条例を制定するものであります。

主な制定内容につきましては、パートタイム週38時間45分未満で働いていただく方の勤務する会計年度任用職員に係る報酬、期末手当、費用弁償、支給方法等を規定することとしております。

それともう1点ございまして、特別職非常勤職員の任用条件が見直されることによりまして、本市の各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例に規定されている地区公民館関係職員等がパートタイム会計年度任用職員制度に移行することとなることから、当該職の報酬規定を廃止するものでございます。施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、条例の一部改正についてでございます。

議案第84号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。こちらにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されますことから、関係条例におきまして引用している部分について所要の改正を行うものであります。

主な制定内容につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公務員法の改正規定を反映するものでありまして、関係する条例については6件ございます。公益的法人

等への職員の派遣に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の旅費に関する条例でございます。施行期日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第85号 滑川市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。こちらにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイム会計年度任用職員に係る公務災害補償基礎額に関する規定を定めるものでございまして、常勤職員と同様、平均給与額を公務災害補償の算定基礎額とするものでございます。施行日は令和2年4月1日でございます。

続きまして、議案第86号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本年8月7日に人事院、10月11日に富山県人事委員会において公務員の給与改定の勧告がなされたことを踏まえまして、これら勧告に準じて、一般職の給与の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定など所要の改正を行うものであります。

また、一般職との均衡を図る観点から、特別職につきましても、期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、一般職の給料表を平均0.1%引き上げるものです。また、一般職の勤勉手当を年間0.05月引き上げるものでございます。あと、これにあわせて、特別職の期末手当を年間0.05月引き上げるというものであります。そのほか、住居手当の改定などを行うものでございます。

改正する条例につきましては、滑川市の職員の給与に関する条例及び市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の2件でございます。

施行期日につきましては、一般職の給料表の改定につきましては、本年4月1日にさかのぼって実施をすることといたします。

また、本年度の一般職の勤勉手当、特別職の期末手当の改正につきましては、本年12月1日から適用することといたします。

もう1つ、地方公務員法の改正に伴う規定につきましては、令和元年12月14日から適用することといたしております。

最後ですが、来年以降、令和2年度からの一般職の勤勉手当、特別職の期末手当の改定及び住居手当の改定につきましては、令和2年4月1日から適用することとしております。

続きまして、議案第87号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年9月定例会にも提案し、9月26日に公表されたものでございますが、国の規定整備に誤りがございましたことから、今回、影響のある部分の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、特別利用保育及び特別利用教育の基準に係る規定の整備並びに特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準に係る規定の整備を行うほか、用語の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては公布の日でございますが、今年10月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第88号 滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらにつきましては、子どもが健やかに育ち、子どもを産み育てやすい環境整備のさらなる充実を図るための経済的支援を行うために条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、先ほど予算の説明でもございましたが、医療費助成の対象に高校生等を追加するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第89号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の更新制が導入されたことにあわせて発出されたガイドラインに基づき、更新手数料を新たに規定することとしたものでございます。

改正の内容につきましては、指定給水装置工事事業者の指定、または更新に係る手数料につきまして5,000円を新設するものでございます。

施行期日は令和2年4月1日であります。

議案第90号 滑川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

こちらにつきましては、先ほどの議案第89号にあわせまして、下水道の排水設備指定工事支店の指定、または更新につきまして更新手数料を新たに規定することとしたものでございます。

改正の内容につきましては、下水道排水設備指定工事店の指定、または更新に係る手数料5,000円を新設するもので、施行期日は令和2年4月1日であります。

続きまして、その他でございます。

議案第91号 滑川市民会館の指定管理者の指定についてから裏面の議案第104号 滑川市千鳥スキー場の指定管理者の指定についての14件につきましては、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となりますことから、地方自治法第244条の3第6項の規定によりまして指定管理者の指定を行うものでございます。

指定の期間は、いずれも令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

最後になります。報告案件が1件ございます。

報告第12号 地方自治法第180条による専決処分についての専決第4号 損害賠償請求に係る和解に関する件でございます。

こちらにつきましては、去る7月20日、上小泉地内におきまして、コミュニティバスが対向してきた車両とすれ違う際に接触したもので、このたび損害賠償が定まりましたので報告するものであります。

私からは以上でございます。

【岩城委員長】 ご苦労さまです。

では、ただいまの説明について質疑はございますでしょうか。

(質疑する者なし)

【岩城委員長】 それでは、当局の皆さん、退席願います。お疲れさまでした。

(当局退室)

【岩城委員長】 では、日程第3に入りたいと思います。請願・陳情・意見書等について議題といたします。

事務局から説明願います。

【妻木局長】 それでは、請願・陳情・意見・要望書等一覧表で説明いたします。

今回、請願はございません。

陳情が1件、要望書が3件提出されております。

陳情につきましては、11月22日に滑川市下小泉町 の片原力三氏から提出されたもので、内容といたしましては、11月21日に開催された中滑川駅前広場等の住民説明会に参加したところ、今の図面では急カーブが多いなど、住民からも問題点がたくさん出ていたので、市長さん、議員さん、できればコンサルタント会社を含めて座談会を開いてほしいというものでございます。

なお、この陳情につきましては趣旨説明の申し出がございました。

この陳情について、所管の委員会に付託するか、付託するとすればどの委員会に付託するか、また委員会付託せずに参考配付とするか協議願います。

要望書3件につきましては、先例に従い参考配付したいと考えております。

なお、請願・陳情・意見書提出要請等の最終受け付けは、定例会開催日3日前の11月27日水曜日の午後5時までとなっておりますので、それまでに追加案件があれば、12月2日月曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、各党派・グループ等で協議をいただき、12月10日火曜日、午前9時、本会議前の議会運営委員会で協議結果を報告いただきたいと思っております。

以上です。

【岩城委員長】 ただいま事務局から説明がありましたが、陳情等の取り扱いにつきまして各委員から意見を求めたいと思います。どういたしましょうか。

【古沢副委員長】 陳情者の要望は、言われたとおり、座談会を開いてほしいということなんですね。

【妻木局長】 はい、そうです。

【岩城委員長】 この前のあれでは納得できなかったということ。

【中川委員】 周辺住民の皆さんに説明会をやったがいろ、ほったら。

【岩城委員長】 21日に説明したっちゃうがだろ。

【中川委員】 そこでよう聞けばよかったんに。

【開田委員】 ここに書いてあるにか。説明会では、課長さんは賛成してほしいと言われましたが、住民は見直ししてほしいと言うと、住民説明会だからきょうの意見を持ち帰りますとのこと。そのまま住民の意見は反映されないかもと不安になりましたと書いてあるから、感じたことを書かれたんでしょうね。

【岩城委員長】 そうやね。そのまんま思いを。

【開田委員】 うん。対立する気は全くありません。我々弱い立場の庶民は使いやすい都市計画を提案してほしいだけです。

【尾崎委員】 このロータリーについては、たしか産厚建の、あれは勉強会でしたか。委員会協議会でなかったですよ、たしかね。時間が延長した。

【開田委員】 あら、蒲鉾やろ。

【尾崎委員】 あら、蒲鉾やったんですか。

【開田委員】 うんうん。

【尾崎委員】 新聞に出とった。

【永田局長補佐】 ロータリー部分については、協議会の形で説明は受けております。ただ、委員長報告するタイミングがなかったというか、27の定例協で多分委員長報告が入るので、多分総文の皆さんには伝わっていなかったとは思いますが。

【尾崎委員】 私からすると、新聞に出たじゃないですかね。その委員会協議会の場で説明の前にこの住民説明会があったのか、そこらへんなんですよね。そこらへんがちょっと時系列というか、わからないものだから。

【永田局長補佐】 その協議会の話では、その日だったかに住民説明会をするということでした。

【尾崎委員】 ということは、住民説明会を開く前に、委員会協議会の場で、当局はこういう考えを持っておるといふ説明をしたということではないですかね。

【永田局長補佐】 はい、そのとおりです。

【尾崎委員】 ということは、住民に意見を聞くということではなくて、こういうふうにするという説明会であったというふうには理解していいということですかね。

【永田局長補佐】 私、実際に説明会でどういう説明をされたかわからないんですが、恐らく議会の協議会で説明した内容を持って行って、当局はこういう形で考えておるといふふうな説明であったのではないかとはいえます。

【尾崎委員】 それで、この片原力三さんは、きゃ、これでちゃあかんと。説明会を聞いてあかんと。もう一回議員の方々にも絡んでもらってというか、そういうことで一回こういうまた、これは座談会だったわけ。

【古沢副委員長】 座談会なんやちゃ。

【尾崎委員】 座談会ですか。座談会ちゃどういう会かよくわからんですがですけど、私もそこらへんは、この議運でこういう話をもむかどうかというのもあるんですが、要は、全議員が集まった中で、例えばそういう形でやるのかなというのがちょっと私もよくわからんですがですけど、ここらへんはきょうの議運でこうやって結論を出すということではないですかね。唐突に言われたものですから、ちょっと時間が欲しいなという気がしてならないです。

【浦田委員】 当然、時間はあるがで、今、出てきましたよという話で、これをどう対応しますかというのは検討して、後日されるという話なので。

【尾崎委員】 わかりました。

【浦田委員】 ということです。

ちなみに、これ、ちょっと確認なんですけど、時系列でいくと、産厚建での協議会があって、次の日に北日本新聞さんあるいは富山新聞さんに掲載された、その協議会をやった次の日にこの説明会をやられたと思うんだけど、いつは21日やね。どこで、対象地区というか、住民はどこなのか、もしわかればお聞きしたいなど。

というのは、中滑川も、全体も含めてなんだけど、このロータリーの件についても、説明会があったとか云々という話になったときに、あの一帯は地域だけのためにつくるのか、滑川市のためなのか、あるいは滑川市民のためにつくるかという、私のところに、これは個人的な意見なんだけども、私の地元からそういう声があります。

地元のためにつくるのか、それとも滑川市のためにつくるのか、これは道路と駅周辺の整備も含めてね。という話が出たもので、住民説明会だけでという話になってくるという話、ちょっと疑問に思ったものだから、どこの地区さんかということがわかれば聞かせてほしいなということです。

【尾崎委員】 中滑川駅の今つくろうとしている建物については、これは議会でもたしか質問が出て市長が答弁された。私の記憶では、滑川市内に建てるとはいうものの、あくまでもその周辺地域の人のための施設として取り組みたいという答弁をされておったような記憶があります。

とはいうものの、滑川市につくる施設ですからあれなんですけども、8割から9割方、地元地域のための施設という、市長がそういう答弁をされた認識を私は持っていますけど。

【開田委員】 それじゃ最初であって、だから、地域の皆さんのために公園にしようかって最初言われたんじゃない？

【中川委員】 昔やろ。

【開田委員】 昔々。一番最初ね。だから、あそこの中に、地域の皆さんのために憩う場として公園にしようか。そのうちどんどん変わってきて、今こういう大々的になりましたと、こうなるとるがだよ。

だから、地域にこだわっている場合じゃないような気もするし、まち全体とか。

【中川委員】 もとはやはり地元の皆さんのために何とかしたいという思いだった。ただやはり、こういう道路となると、もう完全に、その地域の人ばかりじゃなくて、市民全般のことを考えると、やはりああいうような形になって、でも一番利用するのはその地域の皆さんだと思うので、ともあれ、地域の皆さんの意見は十分に反映しないとうまくいかん。

ただ、いろいろ聞いていると、地域の皆さんはかなり細かく質問されるようでありますので、そのへんは、この間の議会との交流会というか、あれでもかなり私らのとき質問されて困ったことがあったんですが、こういった、我々も聞いたからある程度のことは言えると思うのですが、やはりそういった専門の人の考えはきちっと言ってもらわないと、単に我々と座談会せんかと言われても、私らは一般的な考えしか言われんし。

【開田委員】 この中に、できればコンサルタント会社を含めたりと言っておられるし、設計士もおられるでしょうって書いてあるし、専門的な意見を聞きたいと思っておられるがじゃないでしょうかね。

もう1つは、あそこちや水がいっぱいたまるところなのに、物つくってもつかえんがかというのも、きのうそういう意見もまた耳に入っとるがです。中滑川のあそこは。だから、物つくっとる場合じゃない、あこちや、水みんな集まっとるがだけどって言うておられました。多分町で聞いてこられたんかね。わかりませんが。この間の議会報告会のときもその意見はものすごくありました。町の人から。

話が振り出しになるような話になりましたけど、ごめんなさい。

【中川委員】 恐らく、彼の書いた設計図を見ていると、これはほかの施設がない格好の設計図だと思うがいちゃね。ほかの防災施設あるいは何か施設をつくると、おかしい動きになると思うがいちゃね、この図面だと。非常に交通的には危険な状態になってくるような気がしてわからんちゃね。全体を考えてやらないと、駅がここにあって、防災施設をつくってということになると、これでいいがかなと。

【浦田委員】 ここは陳情云々が出たよというだけの話なので、この陳情をどう取り扱うかということなので、中身の議論じゃないがで、とにかく、持ち帰っての話で、どこの委員会へ付託するか、あるいは意見聴取を受けるかどうか、その結論を得るという趣旨なので、そういう形をまとめられればいいかなと。今はこの中身を議論する場所じゃない。

【岩城委員長】 一つ一つ中身言うとしてちや、いついっても終わらん。

【中川委員】 でも、中身を理解しないと、我々、座談会を開いてもしようがないから。要は自分らで理解してやらんと。

【開田委員】 だから、全体なのか委員会なのかという問題でしょう？

【古沢副委員長】 えっ、全体？

【開田委員】 全体。ほら、例えば変な話、委員会もどこにするか、総文にするか、産厚にするか、あるいはまちの大きな事業として全体で取り組むか、いろんな考え方があるん

じゃないかというふうな気はします。

【古沢副委員長】 今言っているのは、この陳情についてどうするかということなので。

【開田委員】 はい、わかりますよ、わかりますよ。だから、どこの委員会が受け持つかということなんでしょう？

【古沢副委員長】 だから、陳情をまず、これを受けるのかどうなのか。受けるのであればどこの委員会に付託をするのかということを決めるんですよ。いや、別にきょう決めるとは限ったことじゃない。

【岩城委員長】 要は、結論とすれば、これの陳情を受けるかどうかだけの話なので。

【古沢副委員長】 だから、陳情者の趣旨というのは、ここに座談会って書いてあるけど、座談会という言い方が適当なのかどうなのかわからんけど、要するに、この間の説明では納得できなかったと、こういうことなんでしょう？ だから、もう一回、説明会というのがいいのか座談会というのがいいのかわからないけれども、そういうのをやってほしいというのが趣旨である。そこへどんなメンバーが来るのかということもある。

【開田委員】 その中に市長さんや議員さんや、できればコンサルタントさんもみんな入ってお願いしたいって書いておられるんだから。

【古沢副委員長】 だから、これを受理して付託するとすれば産厚建になると思うんだけど、そこで、例えば趣旨説明、否決するのか採択にするのかを決めることになるわけだちゃ。受理するとすればだよ。だから、趣旨採択なり何なりをすると、例えば誰を呼ぶかというのは、これは採択しますとなったら、当局にメンバーを選んでください、準備してくださいということになるんだろうと思うがいちゃ。そういう流れで考えればいいんだと思う。説明会なり座談会でどんな話になっていくかは、ここでは直接は、それをやってくれというだけの話やから。

【岩城委員長】 そういうことながで、要はこの陳情書を受けるかどうかということやちゃ。

【開田委員】 皆さんで相談しましょう。

【尾崎委員】 確認ですけど、では、きょうの場ではなくて、グループに持ち帰って相談して、それを採択か何かということで、逆に言うたら、議運としては、要は産厚建のあれで、趣旨説明をしてもらうように議運として決めることはそれだけですよね。

【岩城委員長】 そういうことやちゃ。

【尾崎委員】 わかりました。

【岩城委員長】 受け入れてするのなら、内容的にいけば産厚建しかない。

【尾崎委員】 最終的には産厚建の委員の人しか採決のあれがないですからね。私ら、総文なんだから。

【開田委員】 でも、それでも議会で例えば陳情ね。

【岩城委員長】 またあれかしらんけども、構成。

【尾崎委員】 12月、ああ、そうか。

【中川委員】 編成がえするから。

【開田委員】 だから、ある程度みんなが意識しないといけない問題じゃないの？ と言うとるが。

【尾崎委員】 ああ、そうですね。それは確かにそのとおりやわ。

【岩城委員長】 どこへ行くかはわからん話。

【開田委員】 自分がどこに行くかわからんがですよ。

【尾崎委員】 わかりました。

【岩城委員長】 内容的にいけば、前の人は違ったところへ行かんにやならん感じもあるからね。我が身にもなる。

かというて、要らんこと言われんけども、総文があまりに把握しとらんところがあるがで、ここらあたり。

【開田委員】 だから、ある程度みんなでという思いがあります。

【尾崎委員】 新聞報道でしか知らない。

【古沢副委員長】 私ら直接説明受けとらんもん。

【開田委員】 うん。だからわからんから。

【中川委員】 当局がまずどう思っているか聞かんにやならんちゃ。恐らくぐじゃぐじゃの質問しとるもんや。

【開田委員】 だから、みんなで一回聞けばいいがにという思いです。

【古沢副委員長】 それはまた別の話。

【開田委員】 はい、わかりましたよ。

【中川委員】 腹立つぐらいの質問をされた。

【開田委員】 誰がけ。

【中川委員】 向こうが。

【開田委員】 住民の皆さん？ ああ、そうなんだ。

【中川委員】 とんでもないことやった。

【開田委員】 ふーん。そうなんだ。

【岩城委員長】 なら、ちょっと結論あれやけども、それこそ皆さん方にご意見聞かんにゃならんと思うがで、次の議運まで結論を、皆さん方の意見聴取、どうするかということを見せていただきたいと思いますので、お願いいたします。非常に重いあれでございますから。

それでいいかな、事務局さん。

【妻木局長】 はい。

では、初日の本会議終了後の議運でということによろしいですか。

【岩城委員長】 そういうことになりますね。

【開田委員】 2日の本会議終了後ですね。

【岩城委員長】 はいはい。

なら、一応そういうことで、要望書3件については参考配付ということによろしく願いをいたしたいと思います。

27日までに何か追加案件が出てくれば、今ほどの事務局のとおりに進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、最後になります。日程第4 滑川市議会基本条例の検証についてでございます。

この件については、皆さん方に先般まとめていただいたやつがあると思います。

一応取りまとめたやつ、取り組み事項まで全部こういうふうな形に内容としては載っております。

それで、一応今回はいろいろと、それこそ文言を変えるとか、そういうようなことはやれないと思いますので、要は、こういうふうな取り組み事項について具体的にとり行っていくのは、次の2年間の議運のほうでやればどうかなと思うんですが、皆さんどうでしょうか。イメージとしては、一応ここまでの提言をまとめたということで。

【中川委員】 一々文言、変更できんちゃ。

【岩城委員長】 こういうもんやとったらまた、次の2年間、これは4年間で検証するという形になっとったから、ここまで出しておけば次の方々の議運がそれを改めていっていただきたいという形にしたいと思うんですけども。

【古沢副委員長】 異論はないんですが、考え方をちょっと確認しておきたいと思うんですけども、今、取り組み事項ということでそこに幾つもの項目、それぞれ出された項目があ

るでしょう。これを全部具体化というのもどうなんだという気があるんですけども、それぞれ各条項で出された取り組み事項について、具体的にどうやっていくのかということ、次の議運の皆さんに引き継ぐと。具体的なアクションは次のメンバーの皆さんに引き継ぐという考え方だということで皆さん一致して引き継ぎたいと思うんですが、それでいいですか。確認の意味で。これを一つ一つやったら、ちょっとずつやっぱり違うわけよ。

【岩城委員長】 微妙に違ってくるものだから、その修正しとったら。

【古沢副委員長】 1本にまとまっているわけじゃないからね。

【岩城委員長】 そういうがもあわせて、具体的なことを次の方々に2年間でやっていただきたいという。

【古沢副委員長】 だって、例えば検討が必要だとかとなっているのは、じゃ、具体的にどうするかということまでは踏み込んでいないので、そういった中身については次のところへ引き継ごうと、こういうことなんですよ。

【浦田委員】 それでいいんで、引き継ぎというのはこれは当然、引き継いでもらわんならんで、それは共通認識にしておいてもらわないとだめかなと。

多分もう日がないので、今回はこれで提示されて終息だろうというふうに思っています。逆に終息という形、とられるんでしょう？

【岩城委員長】 そういうことです。

【浦田委員】 形で次回、次の議運さんに引き継いでいくと。あと、具体的にどういうふうに、選択も含めて引き継いでいってもらおうということで、今回で終息されて次の定例協で発表されて終わりという形をとられることの確認だけ。

【岩城委員長】 今浦田委員が言われたような形で全員協議会で発表をいたしたいなと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【岩城委員長】 もしこれでよければ、定例会議員協議会で配付いたしまして、ホームページで公開するということやな、ここらあたりの内容をね。お願いいたします。

日程第5はその他ということになっておりますが、何か委員の方々、ありますか。

(特になし)

【岩城委員長】 事務局、ありますか。

【妻木局長】 そうしましたら、今の陳情の件なんですけども、これにつきましても、12月2日の議運ということであれば、メンバーがかわっている……。

【岩城委員長】 うん。可能性はあるちゃね。そのままもあるかもしれんけど。

【妻木局長】 引き継ぎでということよろしいですか。

【岩城委員長】 そういう形になると思います。

【妻木局長】 以上です。

【岩城委員長】 では、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時53分閉会